

夏休み期間中の放課後児童クラブの指導員募集

夏休み期間中の放課後児童クラブの指導員（アルバイト）を募集します。

遊びや生活の支援などを行いながら、子どもたちと楽しく活動してみませんか。

募集職種 放課後児童クラブ指導員（アルバイト）

勤務場所 次のいずれかのクラブです。

- ・湯本子どもクラブ（町立湯本小学校内）
- ・箱根子どもクラブ（町立箱根の森小学校内）
- ・きんときクラブ（町立仙石原小学校内）

雇用期間 7月23日（月）～9月1日（土）

勤務時間 8時～13時または13時～18時30分（土曜日は、8時30分～13時または13時～17時）

※日曜日および祝日は、休日となります。

勤務日数 応相談

賃金 時給1,057円、※保育士、教諭等の資格を有する方には、優遇措置があります。

労働保険のお知らせ

平成30年度・労働保険（労働保険・雇用保険）の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は、6月1日（金）～7月10日（火）です。

労働保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

照会先 神奈川県労働局総務部労働保険徴収課適用第1係第2係第3係

☎045-650-2803

6月は児童手当の現況届の提出月です

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当を受給できなくなりますので、必ず提出してください。

また、パソコンやスマートフォンからマイナポータル（ぴったりサービス）を通じて現況届を提出することができます。

なお、利用するには、マイナンバーカード及びマイナンバーカードに対応したICカードリーダーまたはスマートフォンが必要です。詳しくは、マイナポータルホームページを確認してください。

https://myna.go.jp/SKO101_01_001/SKO101_01_001/SKO101_01_001_IniDiscsys.form

受付期間 6月29日（金）まで

提出先 子育て支援課または出張所

照会先 子育て支援課

☎85-9595

小・中学校の教科書展示会を開催

平成31年度に使用が予定されている小・中学校用教科書を展示します。

日時 6月15日（金）～7月4日（水）の9時～17時（土・日曜日を除く）

場所 郷土資料館学習室、小田原合同庁舎2階2D会議室（小田原市荻窪350-1）

照会先 教育委員会学校教育課

☎85-7600

富士屋ホテルの建築群を箱根町特定歴史的建造物に登録しました！

このたび、箱根町教育委員会では、「富士屋ホテル本館・食堂棟他6件」を、箱根町文化財保護条例に基づく特定歴史的建造物に登録しました。

この登録制度は、町内にある歴史的建造物の保存と活用を図るため、昨年文化財保護条例を改正して新たに導入したもので、これら富士屋ホテル建築群は、初の登録となります。

富士屋ホテルは、明治11年



二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間

6月1日（金）～30日（土）

6月は、「二輪車交通事故防止強化月間」、「暴走族追放強化月間」です。箱根町内では、今年に入り、オートバイが関係する事故で1名が亡くなっています。

箱根の道は見通しが悪いので、カーブ手前では減速し、無理な追い越しやスピードの出し過ぎは絶対にやめましょう！

事故によって一瞬であなただけではなく、周りの人も辛く、悲しい思いをすることを肝に銘じ、安全運転を心掛けてください。



町民交通傷害保険の加入を受け付けています

町民交通傷害保険の加入申し込みを総務防災課町民係および出張所で随時受け付けています。少額の保険料で加入できますので、万一の交通事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

対象者 町内在住の方および町内に通勤・通学している方

加入期間 加入日～平成31年3月31日（日）

保険料 6月中に加入される方は1口400円です。※保険料は、月ごとに1口40円減額されます。※1人2口まで加入できます。

保険の対象 被保険者が、国内での車両（電車・自動車・二輪車・自転車など）の衝突および横転事故、または歩行中の車両との接触事故に遭われた場合、保険金が支払われます。ただし、航空機・船舶などによる事故は支払いの対象外です。

支払われる保険金（加入口数1口につき）

- 死亡または事故による後遺障害認定を受けた場合 100万円
- けがにより1日以上通院・入院した場合 5,000円～12万円

※治療期間によって金額は変わります。

その他 この保険は、他の保険（健康・労災・生命・傷害・自動車保険）などに関係なく、保険金が支払われます。

照会先 総務防災課町民係 ☎85-7160

6月は環境月間

「ストップ地球温暖化・箱根ノーマイカー通勤ウィーク」に取り組んでいただける事業所を募集しています。

6月5日は「世界環境デー」です。これは昭和47年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。日本では、この日を「環境の日」、6月の1か月間を「環境月間」とし、環境についての関心と理解を深めるとともに、環境活動への意欲を高めるため、さまざまな催しが行われています。

町では、平成21年度から「環境先進観光地」の実現に向け、各種施策を推進しています。

町内事業所への通勤者が参加する地球温暖化対策として、「ストップ地球温暖化・箱根ノーマイカー通勤ウィーク」を実施します。

○ノーマイカー通勤とは

通常、マイカーを主たる交通手段としているが、一時的にマイカー通勤を控え、他の代替交通手段（公共交通機関の利用または、徒歩、自転車、相乗りなど）を利用して通勤することをいいます。

○平成30年度ノーマイカー通勤ウィーク実施期間

6月5日（火）～6月11日（月）
（次回予定：12月4日（火）～12月10日（月））

※1：実施期間中にノーマイカー通勤を1日以上実施していただきます。

※2：地理的条件や仕事の都合、また、託児などの家庭の事情でマイカー通勤が必要な方も、できる範囲で構いませんので参加してください。

応募資格 箱根町内に所在する事業所で、年2回（6月：環境月間、12月：地球温暖化防止月間）の実施期間中にノーマイカー通勤を実施し、ご報告いただける事業所。

申込方法 6月4日（月）までにFAX（85-6814）またはEメール（kankyou@town.hakone.kanagawa.jp）により、下記の「参加申込書」の様式を参考にしてください。環境課へ申し込んでください。申込方法など詳細は、箱根町のホームページを確認してください。

照会先 環境課 ☎85-9565

平成30年度 箱根ノーマイカー通勤ウィーク 参加申込書

事業所名			
所在地			
従業者数	人	うちマイカー通勤者数	人
連絡先	所属・氏名		
	電話：		
	FAX：		
	E-mail：		